

令和 5 年度事業計画
(令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日)

本会の目的を達成するため、経費の節減を図りながら、次の事業を実施する。

I 実施事業

1 科学飼料に関する知識情報の収集及び普及指導(定款第 4 条第 1 項第 1 号)

(1) 月例研究会、特別研究会などの開催

月例研究会を 6 回、奇数月(5 月、7 月、9 月、11 月、1 月、3 月)に開催する。

開催方法は Zoom ビデオウェビナーを用いたオンライン形式とする。

(2) 出版

関係図書の発行及び斡旋

本会発行：飼料安全法関係通知集第 10 版など

なお、飼料安全法関係通知集、飼料原料図鑑については、電子媒体での発行を検討する。

公益社団法人中央畜産会発行：日本標準飼料成分表などの斡旋

2 科学飼料の安全性及び栄養機能に関する調査、試験及び分析事業(定款第 4 条第 1 項第 2 号)

(1) 補助事業・委託事業

農林水産省などの公募による補助事業、一般競争入札による委託事業については、積極的に応募、入札への参加を行う。

(2) 独自事業

牛用配・混合飼料の原材料名等に関する製造飼料データベースの更新を行う。

3 表彰(定款第 4 条第 1 項第 3 号)

功労賞・技術賞選考委員会を 4 月に開催して賞の該当者を決定し、定時総会時に授与。

II その他の事業

1 科学飼料研究センター受託試験分析等品質向上及び規格維持（定款第 4 条第 1 項第 2 号、第 4 号）

(1) 受託試験・分析（第 4 号）

科学飼料研究センターの広報に努めるとともに、会員、関係団体等からの依頼を受けて飼料の安全性や栄養価に関する試験、各種分析を適確に実施する。

科学飼料研究センターの施設・設備の拡充・修繕

京成電鉄の新駅建設に伴う移転に関する情報を随時入手し、必要な対応を検討する。

修繕：各畜舎について、使用頻度を加味しながら必要に応じて実施。

(2) エコフィールドの認証（第 2 号）

適宜、運営委員会を開催して、認証、更新及び変更等を実施する。

(3) 合成抗菌剤飼料添加物標準剤の斡旋（第 2 号）

適宜、要望に対応する。

(4) 国内の公的機関などに対する動物用医薬品残留分析用標準品の配布（第 2 号）

畜水産品残留安全協議会の依頼を受け、要望を調査して対応する。

(5) ISO（第 4 号）

ISO/IEC 17025：2017（試験及び校正を行う試験所の能力に関する一般要求事項）のサーベイランス審査を受ける。

2 部会・委員会・研究会等開催等（定款第 4 条第 1 項第 2 号、第 5 号）

(1) 部会、委員会、研究会（第 2 号）

必要に応じて適宜開催する。

(2) 参考資料の発行。

(3) その他の資料の送付。

Ⅲ 法人管理

1 総会、理事会、監事監査

定時総会（決算・役員改選）：6月に開催。

理事会：5月（事業報告・決算・役員候補・総会開催、業務執行状況報告）

11月（業務執行状況報告）、

3月（事業計画・予算、業務執行状況報告）の3回開催。

監事監査：5月に実施。

役員選出のための選考代議員会：4月に実施。

2 新年懇親会

令和6年1月に学士会館での開催を予定。